

令和2年4月21日

各施設保護者 様  
保育所等利用者の雇用主 各位

那覇市長 城間 幹子  
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施について (通知)

【第17報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。  
さて、本市においては、感染症予防対策として、国の要請に基づき、小中学校の臨時休業を5月6日(水)まで延長したところではありますが、保育所、こども園等に関しては、原則開所とするとともに、家庭保育可能な日の登園自粛につきまして重ねてお願い申し上げてきたところです。その結果、利用状況は、平均でおおよそ半分程度に抑えられており、リスク軽減と施設の負担軽減が一定程度図られていると考えております。保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、県においては、独自の緊急事態宣言が発出されるなど、更なる取り組みの必要性を認識しております。

そのような状況を踏まえ、本市としては、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育(特別保育)を実施することといたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、市民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持のためであり、保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについての、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変更があった場合は、対策の強化等を図る予定です。

記

1、保育対象は、**保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合**とします。

- (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、裏面のガイドラインを参考にし、各施設にご相談下さい。

2、実施期間 4月23日(木)～ 5月6日(水)

※4月25日(土)までは、調整期間として柔軟に対応いたします。

保育料等に関する問い合わせ先  
那覇市こどもみらい課  
保育グループ各担当  
電話：861-6903

特別保育に関する問い合わせ先  
那覇市こども教育保育課  
指導主幹 名渡山 よし乃  
電話：861-2113

## 那覇市長メッセージ

県の緊急事態宣言を受けての保育所等及び放課後児童クラブの対応について

本市では小中学校の臨時休業中、保育所等や放課後児童クラブを原則開所としておりますが、国の要請を受けて、家庭保育可能な日は登所を自粛いただくよう重ねてお願い申し上げてまいりました。

その結果、保育所等の利用状況は、平均でおおよそ半分程度となり、リスク軽減と施設の負担軽減が一定程度図られたと考えております。保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

一方で、国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、本県でも独自の緊急事態宣言が発出されたことから、更なる取り組みの必要性を強く感じております。

そこで、本市は、保育所等及び放課後児童クラブにおいて、通常保育を休止し、医療従事者等である保護者や、特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」を実施することといたしました。

期間は、現時点で4月23日（木）から5月6日（水）までを予定しておりますが、急な通常保育の休止に伴う措置として、4月25日（土）までは適宜柔軟に対応をいたします。

「特別保育」は、感染拡大を予防し、特定の環境下にあるご家庭の社会生活基盤を維持するため、教育保育施設の機能を維持することを目的としていることから、市民の皆様には、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、通常保育が休止となることから、事業者の皆様におかれましては、どうか従業員の皆様の在宅勤務又は休暇等の取得についてご配慮いただきますよう併せてお願い申し上げます。

令和2年4月21日

那覇市長 城間 幹子

## 特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

### 1、社会生活を維持する上で必要な施設の従事者

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
食料品販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	食堂等の飲食店、(宅配・テークアウトサービスを含む。)
宿泊施設関係	寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
生活必需物資製造工場等	食品等の工場、作業場 等
金融機関・官公署等	警察、消防、官公署、銀行、証券取引所、証券会社、保険事務所 等 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、ごみ処理関係 等

### 2、社会福祉施設等の従事者

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、こども園、小規模保育事業所、放課後時児童クラブ 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

### 3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1, 2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。